

インゼミ対策 (温暖化、排出権取引)

2001年10月17日

発表者：足立 知之 宮崎 容子

1. 温暖化問題の概要、排出権取引の位置付け

国際交渉の流れ

1988年11月	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)設立
1990年8月	IPCC第1次評価報告書発表 「CO ₂ 濃度を現在のレベルに安定化するには直ちに排出を60%削減しなければならない」
1990年11月	第2回世界気候会議(ジュネーブ) 国連総会で気候変動枠組条約を作ることを決議
1992年5月	気候変動枠組条約採択
1992年6月	地球サミット(リオデジャネイロ) 気候変動枠組条約の署名開始
1994年3月	気候変動枠組条約発効
1995年11月	第1回締約国会議(COP1)(ベルリン) 「ベルリンマンデート」決議
1995年12月	IPCC第2次評価報告書発表
1996年7月	第2回締約国会議(COP2)(ジュネーブ)
1997年12月	第3回締約国会議(COP3)(京都) 「京都議定書」を採択
1998年11月	第4回締約国会議(COP4)(ブエノスアイレス) 「ブエノスアイレス行動計画」採択
1999年10月	第5回締約国会議(COP5)(ボン) COP6までの段取りの確認
2000年11月	第6回締約国会議(COP6)(ハーグ) 合意に至らず中断
2001年4月	IPCC第3次評価報告書発表
2001年7月	COP6再開会合(ボン) 「ボン合意」

気候変動枠組条約

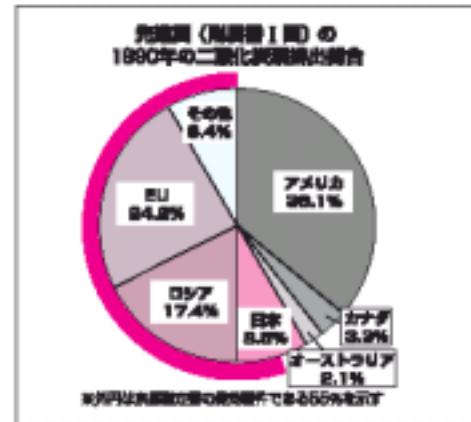
- ・ 温暖化防止のための国際的な枠組をはじめて定めた条約
- ・ 拘束力のある目標を定めるのではなく、各国が目標を提案・約束してそれを見直すという緩やかな仕組みになっている
- ・ 現在日本、アメリカを含む181カ国が加わっている

京都議定書

<発効の要件>

気候変動枠組条約加盟国の55カ国以上が批准
批准した先進国90年排出量の合計が、先進国全体の90年排出量の55%以上

日本が批准しない場合、発効できなくなる。



<各国の削減目標>

目標	国
10%	アイスランド
8%	オーストラリア
1%	ノルウェー
0%	ニュージーランド、ロシア
-6%	日本、カナダ
-7%	アメリカ
-8%	EU

<京都メカニズム = 柔軟性措置>

- ・ 排出権取引
- ・ 共同実施 (JI)
- ・ クリーン開発メカニズム (CDM)

<京都議定書に残された課題>

削減目標は決まったものの、細かいルールが決まっていない。

ボン合意

<主な論点>

京都メカニズム
吸収源(シンク)
遵守制度
途上国の参加問題

日本に批准させたいため、吸収源や遵守制度で日本の意見がすいぶん取り入れられた。

日本の国内対策

このような状況を踏まえて日本はどうするか？

批准するなら……90年比6%削減しなければならない

削減内容	削減率
国内対策によるCO ₂ 、亜酸化窒素、メタンの排出削減	- 2.5%
エネルギー起源のCO ₂ 排出抑制	- 0.0%
一酸化二窒素・メタン・非エネルギー起源のCO ₂ 排出抑制	- 0.5%
技術開発・国民の努力による排出抑制	- 2.0%
シンクによる削減	- 3.7%
代替ガス導入による増加	+ 2.0%
京都メカニズムによる削減	- 1.8%
日本の温室効果ガス削減率	- 6.0%

民生、運輸がダメ

環境税、**国内排出権取引**（キャップ＆トレード）ポリシーミックス

2. 地球温暖化と排出権取引

排出権取引

経済手法の一種

対象となる主体に法律に基づく環境利用権（排出権）を保有させ、これを市場で自由に売買することを認めること

	コスト	排出総量
（ボーモル・オーツ）税	確定	不確定
排出権	不確定	確定

効果はどちらも、所与の目的の最小費用での達成

排出権 $\left\{ \begin{array}{l} \text{グランドファーザリング(実績より無償で排出権を分配)} \\ \text{オークション(排出権を競争入札)} \end{array} \right.$

温暖化問題における国際排出権取引は排出できる量が決められた状況のもと、排出権が余った国は足りない国に売ることができる

国際排出権取引の問題点

- 排出権取引はあくまで国内対策に対して補完的であること
 - 先進国が削減目標の達成を先送りする抜け道になりかねないと批判も
 - 排出権取引を認める 貿易相手国は温暖化に対して何の国内対策もとらない
- 売り手責任 or 買い手責任？

- ・国内排出権が自国産業に有利に割り当てられる(グランドファーザリングのみ)
- ・COP 6 . 5 で売り手にキャップがかけられた

国内の排出権取引の問題点

問題点(グランドファーザリング)

初期割り当て問題

- ・新規参入者に不利
- ・不公平(努力してきた企業、多く排出権を受けてしまう企業)
- 初期割り当て合意は困難
- ・排出のためには排出権購入が必要であり、反対が強く、政治的実現可能性が低い

割当先問題

- ・上流 モニタリングしやすい
- プレーヤーの少なさから、市場支配力の影響を受けやすい
- ・下流 削減のインセンティブ・集中取引による取引費用軽減
- 運輸や家庭への割り当ては?

モニタリング費用 (COP 3 シンク 信頼性)

米国の例

酸性雨対策としての SO₂ 及び NO_x 排出権取引 発電所対象

基本的にグランドファーザリングしかし、新規参入者用にオーケションも 2.8%用意(オーケションは市場価格決定としての役割も)

成功(もともと可能だった? 改善技術ももともとあった) CO₂ では無理?

日本国内の問題

- ・産業界の反対
- ・民生・運輸はどうする?
- ・(排出状況の把握メカニズム)

SOURCE

山口光恒「地球環境問題と企業」岩波書店 2000 p 108-114, p 282

井上博雄氏による講義レジュメ「諸外国における制度検討状況」p 12, 17, 41, 42

「地球温暖化対策について」p 14, 16

環境省地球環境局地球温暖化対策課「地球温暖化に関する国際交渉の現状」

環境省中央環境審議会「京都議定書を巡る最近の状況について」

全国地球温暖化防止活動推進センター「温暖化防止ファクトシート」